

平成 30 年 3 月 26 日

広島県交通対策協議会
各関係機関の長 様

広 島 県 環 境 県 民 局 長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
県民活動課
(交通安全対策室)

「日を定めて実施する運動日」の設定について（通知）

県の交通安全施策の推進については、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、意見集約をさせていただいた「日を定めて実施する運動日」の設定方法等については、以下の結果となりました。

よって、「日を定めて実施する運動日」の設定につきましては、広島県交通対策協議会交通安全対策部会の決定事項として、別紙実施要領のとおり、実施することといたします。

関係機関におかれましては、各機関の実情に応じて、交通安全活動を推進していただきますとともに、この運動日の周知について、御配慮いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、4月6日に開催する春の全国交通安全運動の開始式において、「日を定めて実施する運動日」の宣言を行うとともに、その後の街頭キャンペーンでチラシを配布する予定としています。

また、新年度に入り、ポスター及びチラシの作成のほか、各種広報媒体を活用して、周知徹底を図りたいと考えておりますので、御承知おきください。

【意見集約結果】

区分	意見集約結果	対応状況
設定方法について	全員同意	原案のとおりとする。
実施事項について	修正意見あり…1機関 ※その他の機関からは、 修正意見なし	<p>「自転車安全利用の日」の「県・市町教育委員会」の実施事項について、意見のとおり修正する。</p> <p>《修正前》 ・朝礼、ホームルーム活動等の場を活用した広報啓発活動 ・登下校時における街頭指導</p> <p>《修正後》 ・ホームルーム活動等の場を活用した自転車安全利用五則の周知等の広報啓発活動 ・地域や学校の実態に応じた街頭指導や自転車安全点検の啓発等</p>



担当：交通安全グループ
電話：082-513-2723 (ダイヤルイン)
(担当：宮庄、中川)

「自転車安全利用の日」実施要領

1 目的

自転車による交通事故防止を図るために、自転車は「車両」であるという認識と、「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知による車両運転者としての規範意識の醸成を図ることが必要である。

このため、自転車の交通事故防止に取り組む日を設け、県、市町、警察、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、自転車の交通事故防止に取り組む。

2 実施日

毎月 1 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「自転車安全利用の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市 区 町	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動・自転車も車両であること及び自転車安全利用五則の周知・自転車の損害賠償保険等への加入の必要性の周知
警察	<ul style="list-style-type: none">・自転車運転者に対する交通指導取締りの推進・新入学期等時期を捉えた交通安全教育等の推進・学校・地域等における主体的な交通安全教育への支援
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・ホームルーム活動等の場を活用した自転車安全利用五則の周知等の広報啓発活動・地域や学校の実態に応じた街頭指導や自転車安全点検の啓発等
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・道路パトロールによる危険箇所の点検、交通安全施設等の点検整備・道路情報板等を活用した広報啓発活動
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none">・所属会員等への広報啓発活動・見守り活動や各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・自転車も車両であること及び自転車安全利用五則の周知・車両としての交通ルールと交通マナーについての話し合い
事業者	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動・自転車の安全利用についての指導
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none">・車両としての交通ルールと交通マナーの遵守・運転中の傘さしやイヤホン・スマートフォン等を使用しないことの徹底

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

「高齢者の交通安全の日」実施要領

1 目的

高齢者が関係する交通事故防止を図るために、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者以外の世代において、高齢者の特性に関する理解を深め、高齢者に対する保護意識の醸成を図ることが必要である。

このため、高齢者の交通事故防止に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、高齢者の交通事故防止に取り組む。

2 実施日

毎月 10 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「高齢者の交通安全の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市 区 町	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動・関係機関・団体等と連携した交通安全教育の推進・自主的な交通安全活動の支援
警察	<ul style="list-style-type: none">・街頭活動を通じた運転者、歩行者への交通安全指導・高齢運転者ドック等、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進・運転免許証の自主返納制度等の周知
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、ホームルーム活動等の場を活用した広報啓発活動・高齢者に対する思いやりや見守りについての指導
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・道路パトロールによる危険箇所の点検、交通安全施設等の点検整備・道路情報板等を活用した広報啓発活動
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none">・所属会員等への広報啓発活動・各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・夜間等における反射材用品、ライト等の携行促進・高齢者に対する思いやりのある運転の促進
事業者	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動・高齢歩行者・運転者に対する思いやり運転の実践
高齢者関係団体	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進・機関誌等による交通安全情報の提供
運転者	<ul style="list-style-type: none">・高齢歩行者・運転者に対する思いやりのある運転の実践・高齢者自身の身体機能の変化に対する認識と安全行動の促進・高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の励行

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

「飲酒運転根絶の日」実施要領

1 目的

飲酒運転による交通事故を根絶するためには、広く県民に飲酒運転の悪質性・危険性等を訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図ることが必要である。

このため、飲酒運転の根絶に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、飲酒運転の根絶に取り組む。

2 実施日

毎月 20 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「飲酒運転根絶の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市 区 町	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動・交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動・飲酒運転根絶宣言店の登録促進、ハンドルキーパー運動の推進
警察	<ul style="list-style-type: none">・白バイ・パトカー等による飲酒取締りの強化・酒類提供者・車両提供者・車両同乗者に対する罰則の周知・飲酒運転根絶モデルビルの登録促進
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・朝礼等の場を活用した広報啓発活動・人命を奪う重大犯罪であることの周知
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none">・所属会員等への広報啓発活動・各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・飲酒運転の危険・悪質性、社会的責任等についての話し合い・ハンドルキーパー運動の実践や飲酒場所への車両運転を控えることの意識付け
事業者	<ul style="list-style-type: none">・朝礼、広報誌等を活用した飲酒運転を許さない職場環境づくりの推進・アルコールに関する正しい知識や飲酒運転の危険・悪質性等の理解を深める交通安全教育の推進
酒類提供 飲食店	<ul style="list-style-type: none">・ハンドルキーパー運動の推進・飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用促進
運転者・同乗者	<ul style="list-style-type: none">・ハンドルキーパー運動の実践・運転者のみならず同乗者も厳しい処分を受けることの理解

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。